

川西市個人情報保護条例の整備について

- 答 申 -

平成30年4月

川西市個人情報保護審議会

答 申 に あ た っ て

川西市個人情報保護審議会は、平成30年2月19日、川西市長から「川西市個人情報保護条例の整備について」諮問を受けました。

川西市では、平成7年に個人情報保護制度の運用を開始し、現在までその適切な運用に努めているところです。その後、社会状況の変化や、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことに伴い、同法と川西市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の整合を図るため、当審議会の答申に基づいて所要の改正が行われ、その充実が図られています。

近年の情報通信技術の進展による諸課題に対し、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、平成28年5月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が改正され、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の定義の追加が行われました。

このたびの諮問は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を受け、条例との整合性を図るとともに、個人情報保護制度の現状に即した条例改正を行うことに係るもので、当審議会では、条例第41条第3項に基づき、個人情報保護法制を取り巻く環境、並びに行政機関個人情報保護法の改正の趣旨等を踏まえながら、答申をまとめました。

今後、川西市においては、この答申に基づき条例改正を行い、個人情報保護制度の一層の充実に向けて取り組まれ、市政の公正かつ適正な運営に努められることを期待するものであります。

平成30年 4月 9日

川西市個人情報保護審議会
会 長 井 上 典 之

【川西市個人情報保護条例の整備に向けて】

改正行政機関個人情報保護法を踏まえた個人情報の定義の整理（第2条関係）

改正行政機関個人情報保護法に基づき、条例においても個人識別符号の定義を追加するとともに、個人情報の定義の明確化の趣旨を踏まえ、条例の個人情報の定義を修正することは適当である。

【考え方】

改正後の行政機関個人情報保護法では、指紋データや旅券番号等を新たに「個人識別符号」として定義し、これらが含まれる情報も「個人情報」に該当するものとしている。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、川西市個人情報保護条例においても、「個人識別符号」に関する規定を設け、個人情報の定義の明確化を図る改正を行うべきである。

また、改正法において、個人情報の定義とその取扱いについて生じている曖昧さの解消を目的として個人情報の定義の明確化が行われた趣旨を踏まえ、個人情報についてより詳細に規定している行政機関個人情報保護法に条例の規定をあわせ、条例における個人情報の定義を市民にとって分かりやすい条文に改めるべきである。

要配慮個人情報の追加（第2条、第9条関係）

行政機関個人情報保護法の改正を踏まえ、条例においても要配慮個人情報の定義を追加することは適当である。また、要配慮個人情報の取扱い状況を明らかにするため、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の取扱いの有無について記載することが適当である。

【考え方】

改正後の行政機関個人情報保護法では、要配慮個人情報が定義されるとともに、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされた。

要配慮個人情報が取扱いに特に配慮を要する情報であることは本市においても変わりがなく、要配慮個人情報を定義し、その取扱いの明確化を図ることは、本市における個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に資するものであることから、条例においても、要配慮個人情報を定義することが適当である。

また、本人が自己に関する要配慮個人情報の取扱いの状況を的確に認識し得ることが望ましいことから、条例においても、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の取扱いの有無を記載することが適当である。

なお、条例第8条において、要配慮個人情報に限らず、全ての個人情報について収集を制限していること、行政機関個人情報保護法においては要配慮個人情報に係る収集制限が設けられていないことを踏まえ、要配慮個人情報の収集について改めて制限を設ける必要はない。

資料

委員名簿

(五十音順)

氏 名	職・役職等	備 考
井 上 典 之	学識経験者	会長
恩 地 紀 代 子	学識経験者	
梶 谷 維 久 子	市 民	
藤 田 喜 志 夫	市 民	
武 内 秀 男	市 民	
橋 本 有 輝	学識経験者	副会長
林 裕 美	学識経験者	
松 尾 幸 恵	市 民	
松 隈 紀 文	市 民	
丸 山 敦 裕	学識経験者	